

第15 再請求の制限期間

常設型の住民投票制度を設けている他市町村の中には、同一事案についての住民投票の請求について制限期間を設けるものがある。この場合、再請求の制限期間を2年とする規定例が多い。

また、特段、再請求の制限期間を設けていない自治体もある。

検討内容

- 1 再請求の制限期間についての論点
- 2 再請求の制限期間を設定した場合における請求期間

論点整理

1 再請求の制限期間についての論点

(1) 制限期間の設定が必要であるとする考え方

- 住民投票を実施した後に、直ちに同一事案による住民投票が発議され、それぞれ違う投票結果となった場合、どちらが住民の真の総意であるか混乱を生じることとなる。そのため、同一事案については、一定の期間、再請求を制限する期間を定める必要がある。
- 一定の期間が経過した後については、社会や経済の情勢など、前提となる状況についても変化している。一定の期間を経過した場合にあっては、同一事案について再請求を認める必要がある。
- 住民投票の結果は、多くの時間、費用、労力等を費やした上で住民の総意として示されたものである。そのため、投票の結果については、一定の期間、事実上の効力を持たせるため、再請求の制限期間を定める必要がある。
- 同一事案につき住民投票が頻繁に実施されることは、財政面から好ましいものではない。

(2) 制限期間の設定が不要であるとする考え方

- 地方自治法による直接請求については、議会の解散請求や議員、長の解職請求を除き、そもそも再請求を禁止する特別の規定はない。そのため、同一事案に係る住民投票の再請求についても、制限期間を設けないことが望ましい。
- 同一事案について再請求の制限期間を設けたとしても、事案の同一性の判断が困難であるため、運用が難しい。
- 再度の署名収集や住民投票運動については、労力及び費用の負担が大きいため、連続した請求は事実上困難である。そのため、制限期間を設ける意義は低い。
- 議会や市長は投票結果を尊重する義務を負うに留まるものであり、拘束されるものではない。そのため、状況等の変化が生じたときには、自らの判断で決定を変更することができる。住民からの請求のみを制限することは、均衡を失する。

2 再請求の制限期間を設定した場合における請求期間

再発議の制限期間について、明確な基準はない。

市長及び市議会議員の任期が4年であること、直接請求の濫用を防止する法意から議会の解散請求や議員、長の解職請求の制限期間が選挙等のあった日から1年間であること等を考慮して決定することが考えられる。

参考資料

- 15-1 再請求の制限期間についての他市町村規定例

再請求の制限期間についての他市町村規定例

○ 高浜市住民投票条例（平成14年条例第33号）（抄）

（市民請求等の禁止期間）

第26条 この条例による住民投票が実施された場合（第23条第1項の規定により住民投票が成立しなかった場合を除く。）には、その結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について市民請求等を行うことができないものとする。

○ 広島市住民投票条例（平成15年条例第2号）（抄）

（請求の制限期間）

第14条 この条例による住民投票が実施された場合（第12条第1項の規定により住民投票が成立しなかった場合を除く。）には、その投票結果の告示の日から2年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、第5条第1項の規定による請求を行うことができない。

○ 岸和田市住民投票条例（平成17年条例第26号）（抄）

（再請求の制限期間）

第18条 この条例による住民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について第4条第1項の規定による請求を行うことができないものとする。

○ 岸和田市住民投票条例（逐条解説）第18条関係（抜粋）

- 1 本条は、住民投票が行われた案件についての再請求の制限期間について定めたものです。
- 2 同一又は類似の事案についての再請求について制限期間を設けた理由は、次の理由によります。
 - (1) 住民投票の実施にあたっては多くの労力と費用が必要となるため、短期間に住民投票が繰り返されると岸和田市の財政に過大な負担が生じます。
 - (2) 住民投票のよほどの状況や条件に変化がないかぎり、いったん示された「市民の総意」が大きく変わるということは考えにくいものです。
 - (3) 住民投票の結果は尊重されるべきものであり、短期間に行われる再請求は投票結果を否定するものと考えられます。
- 3 初回の請求に関係したもので、新たに重大な事柄（例えば、新法の制定や凶悪事件等）が発生すると、そのことによって市民の意向が変化する場合が考えられますが、間接民主制をとるわが国の地方自治においては、新たな局面を迎えた場合には、議会や市長が初回の住民投票の結果も含めた住民の意向を汲み取りつつ対応するのが基本であり、短絡的に住民投票という手段を用いるものではありません。

しかし、近年の社会変化による環境問題や個人情報問題等に見られるように、比較的短期

間で住民の意向が変化することも考えられます。したがって、間接民主制の原則と初回住民投票の結果を尊重し、制限期間を2年とすることが妥当であると考えます。

- 上越市市民投票条例（平成21年条例第5号）（抄）
（請求等の制限期間）

第14条 市民は、市民投票に付された事項と同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、当該市民投票に付された事項に係る市民投票の開票結果の告示の日から2年を経過する日までの間は、請求等を行うことができない。

- 上越市市民投票条例（逐条解説書） 第14条関係（抜粋）

【趣旨】

- この条は、制度の適切な運用を図るため、市民投票が実施され結果が公表された後、再度同一の事案について投票の請求を行うことができない期間を規定するものである。

【解釈・運用】

- 請求の制限期間を設けたのは、同一の事案について何度でも請求することができるとした場合、開票結果が出た後、すぐにその開票結果に反対する請求等が行われることが懸念されるためである。
- 「開票結果」とは、開票した内容（投票率、投票の成立・不成立、賛成票・反対票の票数及び比率等）をいう。
- 制限期間を2年間としたのは、市長選挙や市議会議員選挙が4年ごとに行われるため、少なくとも2年経過すれば選挙の争点になりうる点を考慮したものである。